

平成 22年 3月 31日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2010

課題番号：19730060

研究課題名（和文） 「可罰的な犯罪関与行為」と「不可罰的な犯罪関与行為」との区別について

研究課題名（英文）Über den Unterschied zwischen strafbare Teilnahme und straflose Teilnahme

研究代表者

曲田 統 (MAGATA OSAMU)

中央大学・法学部・准教授

研究者番号：70364213

研究代表者の専門分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：刑法

1. 研究計画の概要

「犯罪の実現に関わったがゆえに処罰される行為（可罰的な犯罪関与行為）」と「犯罪に関わったにもかかわらず処罰されない行為（不可罰的な犯罪関与行為）」とは、本質面においてどこが異なるか。両者の区分はいかなる基準によって果たされるべきか。この問いに対する答えを導く。両者の区分が困難な行為として、「その犯罪の成立のために必要となるにもかかわらず条文上は犯罪行為と明言されていない関与行為（必要的関与行為）」と「日常生活上ないしは職業上普通になされる行為であるが同時に犯罪実現のためにも役立つ行為（日常的行為・職業上の行為）」とがある。両者を研究対象とし、関与行為の特徴・共通性、そして基本原理・一般理論との関係を明らかにしつつ、可罰・不可罰の基準を導き出す。

2. 研究の進捗状況

犯人自身が第三者に対して自己をかくまってくれるように依頼した場合に犯人蔵匿罪の共犯として可罰的たりうるかという問題（犯人蔵匿罪の必要的関与行為の可罰性の問題）、会員によってアップロードされた名誉毀損表現を放置したプロバイダの行為は可罰的たりうるかという問題（プロバイダの刑事責任の問題）、自殺関与罪・同意殺人罪における被害者の行為に対する刑罰的評価の問題（ならびに生命という法益を刑法が保護していることについての意義や、それと関連する安楽死・尊厳死の問題）、他人による著作権法違反行為のために有用となるコンピューターソフトをネット上に公開し導入可能状態にする行為を可罰的とするか否

かの問題等を取り上げ、考察を進めてきている。必要に応じて、研究会に参加したり、国外の研究者から意見を聞く機会を得たりしてきており、諸問題に対する理解は深まっている。

考察の進展にともない、懸案となる犯罪関与行為の特性を刑法の基本原則・一般理論等との関わりにおいて明らかにすることが必要となってきたため、刑罰の本質論・共犯の処罰根拠論といった原理的分野にも視野を広げ、研究を深めるに至っている。その成果の一つとして、論文「従犯の主観的要件の実体」を纏めた(掲載決定済)。上記の他の問題に関する各考察内容に関しても、基本原理・一般理論との関わり観点から精査・検討をおこなった上で、公表につなげていきたい。

3. 現在までの達成度

③やや遅れている。

(理由)

「2. 研究の進捗状況」に記載した個別の諸問題を対象に考察はそれぞれ確実に進んでいる。しかし、基本原理・一般理論との関係を視野に入れつつ、すでに行った考察内容を再度精査したいとの考え、そして、導かれる私見が全体として矛盾のない体系を示すよう慎重に熟慮を重ねたいとの考えから、公表までに時間をかけている状況にある。

今後、各考察の精査を着実に進め、公表につなげていきたい。

4. 今後の研究の推進方策

「可罰的な犯罪関与行為」と「不可罰的な

犯罪関与行為」との区別という本研究課題は、内在する具体的問題を一つ一つ取り上げ検討対象としていくことによって初めて解明されるという性格のものである。したがって、主に帰納的なアプローチにもとづき研究を進めてきたが、研究進捗にしたがい、刑法の基本原則・一般理論について、当初の予定以上に時間をかけて検討する必要に迫られた。そこで、実際にその点について比較的多くの時間を割き掘り下げて考察を加えるに至っている。

今後も、本研究課題に取り組む上での土台となる基本原則・一般理論の分野に立ち入り、研究を進め、個別具体的にも妥当であり、かつ体系的にも矛盾のない結論を導きたいと考えている。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[図書] (計1件)

① 曲田 統他『立石二六先生古稀祝賀論文集』(掲載決定、2010年6月刊行予定)所収、成文堂、「従犯の主観的要件の実体」(現在最終のとりまとめ中であるためページ数は未定)。